# 一般財団法人日本ジャンプロープ連合　競技者規程

（目 的）

第 1 条　一般財団法人日本ジャンプロープ連合（以下「JJRU」という。）は、日本のジャンプロープ競技を統括する中央競技団体として、ジャンプロープ競技者が適正かつ公正に競技を行い、普及・発展に努めることを目的として、この規程を定める。

（競技者）

第 2 条　競技者とは、JJRU 会員及び日本国内に居住するジャンプロープ愛好者を競技者という。

（競技者の区分）

第 3 条　競技者の区分については、次のとおりとする。

（1）登録競技者（JJRU 会員登録及び JJRU 各種催事の参加登録をする者）

（2）プロ競技者（職業として対価または賞金を授受している者）

（3）一般競技者

（登録していない、職場・学校・地域・友達等のグループ並びに個人）

（4）競技同行者（競技者をサポートするために同行する者）

（規則の適用）

第 4 条　JJRU の各種催事に関わるすべての競技者は、該当する JJRU の競技規則及び各種規程を遵守すること。

（競技者の責務）

第 5 条　登録競技者は、競技者規程及び競技規則に従って参加・行動する。

2　プロ競技者は、プロとしての自覚を持ち、プロに相応しい競技と行動をする。

3　一般競技者は、ルールとマナーを守り競技を行うものとする。

4　競技同行者は、競技者同様に各種規程及び規則に従って行動する。

（競技会参加資格）

第 6 条　登録競技者・プロ競技者・競技同行者は、JJRU が主催、共催、後援、協力等で公認する競技会及び国際大会に参加することができる。但し、競技者が各競技会で規定された参加資格を満たすものに限る。

2　一般競技者は、JJRU に登録をして、参加資格を取得すること。但し、JJRU 公認競技会以外は、自由に参加できる。

（競技会報酬等の授受）

第 7 条　登録競技者・プロ競技者・競技同行者は、JJRU が主催、共催、後援、協力等で公認する賞金、出場報酬、副賞等のある競技会等に参加することができる。但し、賞金等は JJRU の規程に基づき受領するものとする。

（競技者の義務）

第 8 条　JJRU が公認する競技会等に参加する競技者は、JJRU が実施または協力する告知、宣伝、広報、キャンペーン等に対し、無償で、積極的に協力しなければならない。

（競技者の権利）

第 9 条　JJRU が公認する競技会等に参加する競技者の肖像権、放映権、著作権等の個人及び所属団体等が有すると考えられる権利は、JJRU の活動範囲内において、JJRU が保持し、管理することに同意したものとする。

2　JJRU の活動範囲内であれば、JJRU は公認競技会等への参加競技者の肖像等（画像、動画、イラスト、名前等）を無償にて使用することができる。

3　JJRU は、競技者の肖像等を利用して商品化する場合、事前に競技者の承諾を得るものとする。

4　JJRU が保持する競技者の肖像権等を無許可で使用する等、その権利を侵すものに対し、必要に応じて協議の上、JJRU と競技者が連名で抗議や法的手段を用いて保護に努める。

（商行為の可否及び届出義務）

第 10 条 競技者は、参加する JJRU 公認の競技会等において、独自に商行為を希望する場合は、事前に JJRU に届出を行い、可否を確認し、JJRU の指示に従うものとする。

JJRU 公認競技会等においての商行為とは、以下のものとする。

①紙媒体・電波媒体の取材や番組出演等

②企業・団体等の名称、商品名、ロゴ等の露出

③SNS 等インターネットメディアへの投稿、取材、出演等

④その他、JJRU が把握していないもの

（ドーピングに関する事項）

第 11 条 競技者は、JJRU が遵守する WADA 規程、JADA 規程に従い、アンチ・ドーピングに協力しなければならない。

2　競技者は、ドーピング検査を要求された場合、指示に従い応じなければならない。

3　国際大会の出場競技者は、WADA 規程を遵守すること。

4　国内大会の出場競技者は、JADA 規程を遵守すること。

5　ドーピング検査において違反が発覚した場合は、JJRU アンチ・ドーピング規程及び WADA 規程、JADA 規程に基づいて、規定の処罰を受けるものとする。

（競技者への罰則）

第 12 条 JJRU は、競技者が本規程に違反していると認められる場合は、協議の上、JJRU 規程及び WADA 規程並びに JADA 規程に基づき、競技者への罰則や処分を科すことができる。各規程に準じた処分の他、以下の区分けをした処分を科す。

①戒告（口頭注意）
②譴責（始末書の提出）
③該当競技会の出場資格取り消し
④公認競技会等への出場資格の停止（一定期間）
⑤会員資格の剥奪（除名処分）

（不服申し立て）

第 13 条 JJRU のジャンプロープ競技に関して行った決定に対する不服申し立ては、第三者機関である日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従って解決されるものとする。

（規程の改廃）

第 14 条 本規程は、理事会の決議を経て改廃することができる。

（附 則）

(1) 本規程は、一般財団法人日本ジャンプロープ連合の第 1 回理事会（令和 3 年 5 月 28 日）及び第 1 回評議員会（令和 3 年 6 月 21 日）承認済み。
2021 年(令和 3 年) 6 月 21 日より施行する。